

立川市いのち支える自殺総合対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 立川市いのち支える自殺総合対策計画（以下「計画」という。）に基づき、地域における自殺総合対策の推進、計画の進捗管理、情報交換等を行うため、立川市いのち支える自殺総合対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項の連絡及び協議を行う。

- (1) 地域における自殺総合対策の推進に関すること。
- (2) 計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は指名する。

- (1) 精神科医師又は臨床心理士 2人以内
- (2) 一般社団法人立川市医師会から推薦のあった者 1人
- (3) 一般社団法人立川市薬剤師会から推薦のあった者 1人
- (4) 東京都多摩立川保健所の職員 1人
- (5) 警視庁立川警察署の職員 1人
- (6) 東京消防庁立川消防署の職員 1人
- (7) 市立中学校長会から推薦のあった者 1人
- (8) 社会福祉法人立川市社会福祉協議会から推薦のあった者 1人
- (9) 民生委員・児童委員 1人

2 前項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることが出来る。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、会議に際し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(謝礼)

第7条 第3条第1項第1号から第3号まで、第8号及び第9号に掲げる委員には、日額10,800円の謝礼を支払う。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、保健医療担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。